

国士舘大学学位規程

令和5年4月

学校法人 国 士 舘

(趣 旨)

第1条 国士舘大学が授与する学位は、この規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、次の各号の区分による。

(1) 大学卒業生に授与する学位

政 経 学 部

政 治 学 科 学 士 (政 治 学)

政 治 行 政 学 科 学 士 (政 治 学)

経 済 学 科 学 士 (経 済 学)

体 育 学 部

体 育 学 科 学 士 (体 育 学)

武 道 学 科 学 士 (武 道 学)

ス ポ ー ツ 医 科 学 科 学 士 (ス ポ ー ツ 医 科 学)

こどもスポーツ教育学科 学 士 (体 育 学)

理 工 学 部

理 工 学 科 学 士 (工 学)、学 士 (理 学)

法 学 部

法 律 学 科 学 士 (法 学)

現代ビジネス法学科 学 士 (法 学)

文 学 部

教 育 学 科

教 育 学 専 攻 学 士 (文 学)

倫 理 学 専 攻 学 士 (文 学)

初 等 教 育 専 攻 学 士 (文 学)

史学地理学科

考 古 ・ 日 本 史 学 専 攻 学 士 (文 学)

東 洋 史 学 専 攻 学 士 (文 学)

地 理 ・ 環 境 専 攻 学 士 (文 学)

文 学 科

中 国 語 ・ 中 国 文 学 専 攻 学 士 (文 学)

日 本 文 学 ・ 文 化 専 攻 学 士 (文 学)

教 育 学 科

学 士 (文 学)

史学地理学科

学 士 (文 学)

文 学 科

学 士 (文 学)

21世紀アジア学部

21世紀アジア学科 学 士 (ア ジ ア 学)

経営学部

経営学科 学士（経営学）

(2) 大学院修了生等に授与する学位

政治学研究科	修士課程	修士（政治学）、修士（学術）
	博士課程	博士（政治学）、博士（学術）
経済学研究科	修士課程	修士（経済学）、修士（学術）
	博士課程	博士（経済学）、博士（学術）
経営学研究科	修士課程	修士（経営学）
	博士課程	博士（経営学）
スポーツ・システム研究科	修士課程	修士（体育科学）
	博士課程	博士（体育科学）
救急システム研究科	修士課程	修士（救急救命学）
	博士課程	博士（救急救命学）
工学研究科	修士課程	修士（工学）
	博士課程	博士（工学）
法学研究科	修士課程	修士（法学）
	博士課程	博士（法学）
総合知的財産法学研究科	修士課程	修士（総合知的財産法学）
人文科学研究科	修士課程	修士（人文科学）
	博士課程	博士（人文科学）
グローバルアジア研究科	修士課程	修士（ビジネスコミュニケーション）
		修士（日本語教育）、修士（文化遺産学）
		修士（学術）
	博士課程	博士（学術）

(学士の学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院の修士課程に所定の年限在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、履修科目の成績並びに学位論文及び最終試験の成績の総合判定に合格した者にこれを授与する。

2 学位論文に係る評価基準は別に定める。

(博士の学位の授与要件)

第5条 博士の学位は、本大学院の博士課程に3年以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、履修科目の成績並びに学位論文及び最終試験の成績の総合判定に合格した者にこれを授与す

る

- 2 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、本大学院の博士課程を経ないで、論文を提出して博士の学位を請求した者についても、その論文が前項の規定により学位を授与されるものと同等以上の内容のものであり、かつ、その者が専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することが確認されたときは、第2条に定める区分に従って、博士の学位を授与することができる。
- 3 学位論文に係る評価基準は別に定める。

(修士学位論文の提出)

- 第6条 修士の学位論文は、3部を作成し、指導教授を通じて、当該研究科委員会に提出するものとする。
- 2 前項の学位論文は、大学院修士課程の在学期間内に限り提出することができる。
 - 3 第1項に規定する論文は、大学院学則第45条に定める要件を満たした者でなければ提出することはできない。

(課程を経た者の博士論文の提出)

- 第7条 第5条第1項の規定により学位の授与を請求する者は、学位論文5部を作成し、学位申請書に学位論文の要旨及び履歴書を添え、指導教授を通じて、当該研究科委員会を経て学長に提出する。

(課程を経ない者の博士学位論文の提出)

- 第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を請求するには、学位論文5部を作成し、学位申請書に学位論文の要旨及び履歴書を添え、その請求する学位の種類を指定し、試問を受けようとする外国語の種類を記載して学長に提出しなければならない。
- 2 学位論文は1編に限る。ただし、他に副論文及び参考論文を添付することができる。
 - 3 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は、標本等の材料を提出させることができる。

(課程を経ない者の学位論文の受理)

- 第9条 前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、学長は当該論文を審査すべき研究科委員会の議を経て、受理するか否かを決定し、受理することに決定した学位論文について、これを審査させるものとする。
- 2 受理した論文は、これを返還しない。

(審査手数料)

- 第10条 第6条、第7条による論文の提出、又は前条第1項による論文の受理に際しては、別表第4の審査手数料を納入するものとする。
- 2 納入した手数料はこれを返還しない。

(審査の区分)

第 11 条 博士の学位請求論文の審査は、各研究科が定める博士候補者資格検定試験（以下「資格検定」という。）及び論文審査の 2 段に分けて行う。

（資格検定料）

第 12 条 資格検定に当たっては、別表第 4 に示す検定料を納入しなければならない。

（資格検定の時期）

第 13 条 博士の課程を経て論文を提出しようとする者の資格検定は、当該研究科委員会の決定に基づき実施する。

2 博士の課程を経ないで論文を提出しようとする者は、論文の受理が決定した後、論文審査に先立ち又は論文の審査と併行して実施する。

（資格検定の内容）

第 14 条 資格検定は、論文に関連のある専攻分野の研究成績と、外国語の読解力について行う。

2 外国語に関する検定は、原則として 2 カ国語について行い、その種類は、本人の選択及び論文の研究分野との関連を参酌して、当該研究科委員会がこれを定める。ただし、当該研究科委員会において、専攻分野の特質に照らし、2 カ国語以上の読解力を必ずしも要しないと認めたときは、外国語の検定を 1 種類に限定することができる。

第 15 条 削除

（資格検定試問の方法）

第 16 条 関連科目及び外国語に関する試問は、当該研究科委員会の決定に基づき、筆答もしくは口頭により又は両方を併せ行うことができる。

第 17 条 削除

（博士候補者資格の判定）

第 18 条 研究科委員会は、関連科目及び外国語の試問の結果を総合して博士候補者資格の合否を判定する。

2 研究科委員会は、前項の規定に関わらず学位申請者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して試問の全部または一部を行う必要がないと認めるときは、研究科委員会の承認を得て、関連科目及び外国語の試問の全部又は一部を免除することができる。

3 研究科委員会が、前項の合格を決定したときは、その旨を本人に通知する。

（博士論文の審査等）

第 19 条 博士の学位請求論文の審査、学位に関する最終試験及び学位の判定、並びにこれらの手続については、大学院学則第 50 条から第 53 条までの規定による。

(博士論文の審査期限)

第 20 条 審査委員は、論文が提出された日から 1 年以内に、論文の審査、試験及び試問を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、審査を 1 年以内に限り延長することができる。

(論文内容不良の場合)

第 21 条 審査委員は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び試問を行わないことができる。この場合には審査委員は、大学院学則第 52 条の規定にかかわらず、審査報告書に評価に関する意見を記載することを要しない。

(報告及び学位の授与)

第 22 条 学部教授会又は大学院研究科委員会が学位授与を決定したときは、学部長及び研究科長は、これを学長に報告しなければならない。

2 学長は、学部長又は研究科長の報告に基づいて、学位授与が決定された者に対し、所定の学位記を交付する。

(論文要旨等の公表)

第 23 条 大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(文部科学大臣への報告)

第 24 条 本大学において、博士の学位を授与したときは、大学は、3 月以内に文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(論文の公表)

第 25 条 本大学において、博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、「国士舘大学審査学位論文」と明記して、当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位の取消)

第 26 条 本大学において、修士又は博士の学位を授与された者の学位の取消しは、大学院学則第 59 条による。

(学位の表示)

第 27 条 本大学の授与する学士、修士又は博士の学位を使用する場合には、(国士舘大学) と明記す

るものとする。

(書類の様式)

第 28 条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表第 1 から別表第 3 のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 3 年 12 月 9 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。
- 5 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条第 3 項及び第 4 項は、在学生に対し適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 項第 1 号の政経学部経営学科学士(経営学)は、平成 23 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2. 規程第5条第2項により授与する学位記の様式 (論文博士)

第 号	氏 名	国士館大学長	年 月 日	(〇〇)の学位を授与する	右は本大学に学位論文を提出し、所定の審査、および試験に合格したので、博士	大学印	氏 名	年 月 日生	学 位 記
--------	--------	--------	-------------	--------------	--------------------------------------	-----	--------	--------------	-------------

別表第3

学位申請関係書類の様式

(1) 規程第7条及び第8条の規定による学位申請書の様式

国 士 館 大 学 長 殿		
	年	月 日
	氏	名 ④
学 位 申 請 書		
貴学学位規程第7条・第8条の規定により論文要旨、履歴書及び 論文審査手数料を添え、博士（○○）の学位の授与を申請いたします。		

備考 学位申請書1部、論文5部、論文要旨3部、履歴書1部を添付のこと。

(2) 学位申請書添付書類の様式

ア 学位申請書別紙

学位申請書別紙 申請者 氏 名 ⑩			
提出書類	部数	題名	印刷公表の方法及び時期
1 学位論文	5部		
2 副論文	3部		
3 参考論文	3部		
4 学位論文要旨	3部		
5 履歴書	1部		
資格検定試問			
1 学位論文を中心として広く専攻学術に関する科目			
2 外国語		(ア)	(イ)
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 論文の題名が外国語の場合には和訳を附記すること 2 副論文は、ある場合に記入すること 3 参考論文が、2種類以上あるときは列記すること 4 論文が既に公表されたものは具体的に記入すること 未発表のものは予定を記入すること 5 論文の要旨は4,000字以内に纏めること 6 履歴書は別に示す様式によること 			

イ 履歴書の様式

履 歴 書

本 籍

現 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

学 歴

年 月 日

年 月 日

年 月 日

職 歴

年 月 日

年 月 日

年 月 日

研 究 歴

年 月 日

年 月 日

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 ㊟

別表第4

資格検定及び論文審査手数料

(単位：円)

納入者の区分				料金の区分		
				資格検定料	論文審査手数料	
修士論文				—	18,000	
博士論文	課程を経た者	入学後10年以内の者	本学博士課程在籍者及び本学の教職員である者	—	40,000	
			本学の教職員でない者	—	80,000	
		入学後10年を超える者	本学の教職員である者	—	100,000	
			本学の教職員でない者	—	150,000	
	課程を経ない者	本学の教職員である者		50,000	150,000	
		本学の教職員でない者		50,000	250,000	
	備考： 工学研究科の修士論文審査手数料は徴収しない。					